

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し令和元年6月5日付けで行った、法5条1項及び法施行規則18条の各規定に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の取消しを求めている。

現在3級の認定ではあるが、経済的負担が大きいものであり、障害の大小に関係なく、健常児とは全く違い、ひとり親である請求人の苦労・心労はとてつもなく大きいと感じている。

なぜ、障害児を育てているという同じ条件なのに特別児童扶養手当が支給されないのか納得できない。

却下というのは、障害児を養育している事実は据え置かれ、健常児と同じということではないか。

この度の請求に関するの却下処分は、障害があることは紛れもない事実であるにもかかわらず、3級であるが故に却下というのは不当であると考え、本件処分に対し、不服を申し立てる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年2月13日	諮問
令和2年3月13日	審議（第43回第3部会）
令和2年5月21日	運営規程11条適用による書面審議

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母等に対して支給されるものである。そして、支給要件に該当する程度の「障害児」については、法2条1項において、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、同条5項は、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は

政令で定めるとしている。

- (2) これを受けて、政令である法施行令は、1条3項において、法2条5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、政令別表に定めるとおりとし、同表において各級の障害の状態を定めている。
- (3) また、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、認定要領が定められており、さらに、認定要領の別添1において、各傷病別の具体的な障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）が定められている。

法39条の2の規定は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定要領及び認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であり、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として定められているものである。

- (4) 認定要領2では、障害の認定について、以下のように定めている（ただし、精神の障害に関連する部分のみを引用する。）。
- ア 認定要領2・(3)では、精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととする。

そして、認定要領2・(3)・イは、政令別表における2級の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（別紙2・2級の15及び同16参照）とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできない

もの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとする。

イ 認定要領 2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うとする。

ウ 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うとする。

(5) 認定基準第 7 節・ 2 においては、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害、てんかん」、「知的障害」、「発達障害」の 5 つに区分するとしている。

そして、認定基準のうち、発達障害に関するものは、次のように定められている。

ア 認定基準第 7 節・ 2・ E・ (2)は、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」としている。

イ 同(3)は、発達障害における障害程度について、各等級に相当するものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を 1 級と、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、

日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する。

ウ また、同(4)においては、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

(6) 法施行規則1条は、法5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等を添付して、都道府県知事に提出すべき旨を定めている。したがって、特別児童扶養手当の受給資格について、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあるか否かに関する都道府県知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして、総合的に判断するべきものであると解される。

2 これを本件処分についてみると、本件児童の障害の原因となった傷病名については、「注意欠陥多動性障害」であるとされているが(別紙1・1)、認定基準第7節2・E・(1)によると、「注意欠陥多動性障害」は発達障害に含まれるとされていることから、認定基準における第7節「精神の障害」のうち、「発達障害」(認定基準第7節2・E)に基づき、判定すべきこととなる。

(1) 本件診断書によれば、本件児童に係る「発達障害関連症状」としては、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」があるとされ、その程度・症状としては「空気がよめづらく(ママ)、ことばのキャッチボールはやや苦手」であり、著しい症状があるとは読み取れない。また、「計画通りにいかないといどく不安定になる」とあるが、常に不安定な症状にあるとはいえない。そし

て、「意識障害・てんかん」については記載がなく、「精神症状」については、「不安」のみがあるとされ、その程度・症状としては「見通しのたたない不安つよい」であり、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは読み取れない。

「問題行動及び習癖」については、「興奮」、「多動」、「器物破壊」、「排泄の問題（尿失禁）」があるとされ、その程度・症状は「情緒不安定傾向、おちつきない、おこるとものをなげたり、こわしたりする、たまに失禁、いかると母に手がでる」とされている。そして、「性格特徴」については、「おちつかない、攻撃的になりやすい」とされているが、「暴行」があるとはされていない。

また、「日常生活能力の程度」については、「食事」及び「洗面」は「半介助」であり、「排泄（チェック必要）」、「衣服（用意は必要）」及び「入浴（母が仕事で夜までいないので、1人ではいるが洗っていない）」はいずれも「自立」とされ、「危険物」は「大体わかる」、「睡眠」は「時々不眠、寝ぼける」とされており、本件児童と同年齢の障害のない児童の日常生活能力を考えた場合でも、ある程度の介助や注意が必要な年齢であり、日常生活能力が著しく低いものとは認められない。

そして、「要注意度」は、「常に嚴重な注意を必要とする」とされ、「医学的総合判定」として、「注意欠陥多動性障害著しく、また自閉症スペクトラム障害の特性もあり 状況を理解した適切な行動がとれず 理解と支援が必要。忘れもの なくしもの多く 学校生活に支障大。常識がつみ上がらず 衝動行動もつよく、危険や人への迷惑多く 支援者の負担大。」とされている。

しかしながら、本件児童が実年齢に対して精神年齢が著しく低

いと判断することは難しく、注意欠陥多動性障害及び自閉症スペクトラム障害の症状はあるものの著しい程度の症状や問題行動が常時あるとの記載は見受けられない。

- (2) これらのことからすると、認定基準第7節・2・E・(2)に照らして、日常生活のさまざまな場面における本件児童に対する援助の必要度を勘案し、また、日常生活に著しい制限を受けることに着目して判断すると、本件児童が発達障害により「日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」(同・(3))に至っていると認めることは困難であり、総合的にみても、認定要領2・(3)・イが2級に相当するものとして例示する「家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」及び認定基準第7節2・E・(3)が2級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書の記載から、本件児童の障害の程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(2級)の状態に至っているとは認められず、政令別表に定める障害等級は「非該当」と判断することが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件児童の障害の程度は、法2条5項に規定する障害程度には該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、所見として、「知的障害については、正常域程度に保たれている」、「意識障害、精神症状、問題行動が少ない」、「基本的な日常生活能力が自立～半介助程度である」とし、審査結果として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

そうすると、審査医の審査結果に基づき、処分庁が、本件児童は法2条5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとは認められず、ひいては同条1項にいう障害児には当たらないとして行った本件処分について、違法又は不当なものということはできない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、上記1・(6)のとおり、法5条1項の規定に基づく認定請求の際に添付された医師の診断書等を基に、法、法施行令、認定要領及び認定基準等によって行うべきものであり、本件診断書の記載内容からすれば、本件児童が法2条5項に規定する程度の障害の状態にあると認められないことは上記2で述べたとおりである。

また、請求人は、主張の中で、現在3級である旨述べているが、請求人及び処分庁から提出された書類からは、これが何の等級を指しているのか明らかではないものの、この等級が何であれ、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否の判断を左右するものではない。なお、法2条5項に定める障害の程度は1級及び2級であり、3級は存在しない。

したがって、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)